

主な用語の定義

「労働条件の個別的決定」

従業員が使用者側と、直接、目標管理等について話し合っ、賃金などの労働条件を決めていくやり方をいう。

「労使協議機関」

事業所又は企業における生産、経営などに関する諸問題につき労働者ないし労働組合の意思を反映させるため、それらに対して使用者と労働者の代表とが協議する常設的機関をいう。通常、労使協議会、経営協議会等の名称で呼ばれているものがこれにあたる。

「職場懇談会」

管理者と従業員が課・グループを単位として、一定の業務運営、職場環境等について話し合うための会合をいう。

「苦情処理機関」

苦情処理委員会など、賃金、配置転換、日常の作業条件等について、従業員個人の苦情を解決するための労使代表で構成される常設機関をいう。企業単位で設置している場合も含む。

「一般労働者」

フルタイム勤務で雇用期間の定めのない労働者をいう。

「パートタイム労働者」

1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない労働者をいう。

「契約労働者」

フルタイム勤務で雇用期間の定めのある労働者をいう。なお、定年退職後に再雇用された者も含む。

「派遣労働者」

労働者派遣法(注)第2条でいう派遣元(他社)が雇用し、派遣先(自社)に派遣された者をいう。

(注) 正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」。

「課長クラス以上」

1つの組織を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者が含まれる。

「係長クラス」

業務において係員を指揮、監督する仕事に従事する者及びこれと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者が含まれる。